



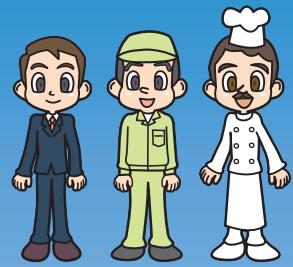
まだ誰も知らない安心を、ともに。

施設所有(管理)者 賠償責任保険



施設所有(管理)者賠償責任保険

貴社の所有、使用または管理する施設で発生した
他人の身体の障害または財物の損壊について、
貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



具体例

たとえば、このような事故が原因で
損害賠償金を請求された場合に、保険金をお支払いします。

○貴社が所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故

○施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故

工場で爆発事故が発生し、
通行人がケガをし、
近所の家屋も
破損させた。



調理場より出火した火災により、
お客さまが
ケガをした。



店舗の床がぬれていたため、
お客さまが
すべて転び、
ケガをした。



漏水事故で、階下のテナントの財物に
損害はなかったものの営業が
できなかった間の
収益が減少した。



[使用不能損害
拡張補償特約]

レストランでお客さまから
預かったコートを紛失した。
(飲食店など不特定多数の
人が集まる施設が対象)

[来訪者財物損害
補償特約]

施設に第三者が出入りする場合は、
**管理責任を含めさまざまな
損害賠償責任を問われる
ケース**があります。



ご契約にあたって

1 対象業種について

施設所有(管理)者賠償責任保険は、工場、事務所、ビルディング、商店、劇場、映画館、学校、病院、遊園地、広告塔、看板など各種施設の所有者、管理者であるお客さまがご加入いただけます。

※旅館、ホテル、LPガス取扱業務、建設・工事業、整体業務、専門職業人等のお客さまは、ご加入いただけません。
別途、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

2 被保険者(補償の対象となる方)について

この保険の被保険者は、次のとおりとなります。

- ①記名被保険者(保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます。)
- ②記名被保険者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
- ③記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員
- ④記名被保険者の使用者
- ⑤記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族

※上記②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

3 保険期間(ご契約期間)について

保険期間は、1年間です。

基本

基本契約でお支払いする保険金

貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る以下の損害を補償します。

詳細は、
P3へ



損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。



損害防止費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

権利保全行使費用

対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

緊急措置費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用

協力費用

当社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用

争訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用



オプション補償

(別に定める保険料を払込みいただくことで
セットできる特約です。)

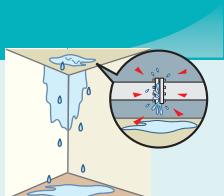
業種や施設によっては、オプション補償をセットいただくことで基本契約の対象とならない部分も補償できます。

詳細は、
P4～6へ



漏水補償特約(施設用)

基本契約でお支払いの対象とならない給排水管等からの水漏れ等による財物損壊によって被る損害賠償金等を補償します。



工事発注者責任補償特約

基本契約でお支払いの対象とならない施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する工事の発注者として被る損害賠償金等を補償します。



昇降機危険補償特約

基本契約でお支払いの対象とならないエレベーター・エスカレーターの事故によって被る損害賠償金等を補償します。



人格権侵害補償特約

名誉毀損またはプライバシーを侵害してしまった場合に被る損害賠償金等を補償します。



管理財物損壊補償特約(施設用)

基本契約でお支払いの対象とならない作業の直接的な対象物など補償管理財物^(注1)の損壊によって被る損害賠償金等を補償します。



被害者治療費等補償特約

事故の被害者に支払った治療費・葬祭費・見舞金等を補償します。



来訪者財物損害補償特約

施設に入場した者の財物^(注2)を施設内で損壊してしまった場合に被る損害賠償金等を補償します。



訴訟対応費用補償特約

日本の裁判所における訴訟、調停等の対応に必要な諸費用を補償します。



使用不能損害拡張補償特約

仕事の遂行に起因する偶然な事故による他人の財物の損壊を伴わないその財物の使用不能によって被る損害賠償金等を補償します。



初期対応費用補償特約

事故の初期対応(調査・派遣・現場の後片づけ等)に必要な諸費用を補償します。



(注1) 補償管理財物の詳細は、P4の「管理財物損壊補償特約(施設用)」をご参照ください。

(注2) 被保険者が寄託を受けたか否かを問い合わせません。

(注3) 結果として法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

[施設所有(管理)者賠償責任保険]

基本

基本契約 (賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款および自動的にセットされる主な特約) の補償内容

保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合(共通)
<p>次の事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊(注1)について、被保険者(注2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1)被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故 (2)施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故</p> <p>(注1)財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。 (注2)この保険の被保険者(補償の対象となる方)は次のいずれかに該当する者をいいます。 ①記名被保険者 　　保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます。 ②記名被保険者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関 ③記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員 ④記名被保険者の使用者 ⑤記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族上記②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。</p> <h3>●お支払いの対象となる損害の範囲</h3> <p>①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。</p> <p>②損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>③権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用</p> <p>⑤協力費用 当社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用</p> <p>⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <h3>●お支払いする保険金の額</h3> <p>1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。</p> <p>保険金の額 = ①損害賠償金 + ②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用 - 基本契約の免責金額(自己負担額)</p> <p>また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。</p> <p>■次の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ・液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイントープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ・石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約) ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約) ・施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者がその工事の発注者である場合に限ります。 ・航空機、昇降機(小荷物専用昇降機を除きます。)、自動車または原動機付自転車(販売等を目的とする展示中かつ走行していない自動車または原動機付自転車を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・施設外における船または車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家庭用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 ・仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします。)または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。 ・LPガスの販売業務の遂行(LPガス販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます。)に起因して生じた損害賠償責任 ・原油、重油等の石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河へ流出した場合の水の汚染による他人の財物の損壊または水の汚染によって漁獲高が減少もしもしくは漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任</p> <p>■被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任</p> <p>①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検査、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 ②はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。 ③整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為 ④理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為</p>	

賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。



オプション補償(任意にセットできる主な特約と補償内容)

別に定める保険料を払込みいただくことによりセットできる
主な特約とその概要は下記のとおりです。

特 約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない 主な場合(共通以外)
漏 水 補 償 特 約 (施 設 用)	<p>基本契約でお支払いの対象とならない、施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いつ出による財物の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲</p> <p>基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>基本契約の対物の支払限度額および免責金額(自己負担額)が適用されます。</p>	
昇 降 機 危 險 補 償 特 約	<p>基本契約でお支払いの対象とならない、施設に所在する被保険者が所有、使用または管理する昇降機(小荷物専用昇降機を除きます。)に起因する偶然な事故(昇降機に積載された他人の財物に生じた事故を含みます。)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲</p> <p>基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>基本契約の支払限度額および免責金額(自己負担額)が適用されます。</p>	<p>■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に加え、以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことによる損害など
管 理 財 物 損 壊 補 償 特 約 (施 設 用)	<p>補償管理財物(注)の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注)補償管理財物とは、目的がいかなる場合でも、現実に被保険者の管理下にある財物で、次の①から④までに該当しない財物をいいます。</p> <p>①被保険者が第三者から借用中の財物(レンタル、リース等による財物を含みます。)</p> <p>②被保険者に支給された資材・商品等の財物(仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。)</p> <p>③上記①および②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等(動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。)を目的として、被保険者が受託している財物</p> <p>④上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲</p> <p>基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額が限度となります。 免責金額(自己負担額)は基本契約と同額となります。</p>	<p>■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に加え、以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害 ・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する補償管理財物の損壊に起因する損害 ・作業の拙劣により生じた補償管理財物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。 ・補償管理財物の誤認、選択の誤り、取り違え等に起因する損害など
来 訪 者 財 物 損 害 補 償 特 約	<p>保険期間中に発生した施設に入場した者の財物(以下「来訪者財物」といいます。)の施設内での損壊について、来訪者財物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲</p> <p>基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>1事故につき10万円が限度となります。ただし、来訪者財物の時価(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額)が限度となります。 免責金額(自己負担額)は3,000円です。</p>	<p>■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に加え、以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任 ・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・来訪者財物が自動車、原動機付自転車、これらの物に定着もしくは装備されているものまたはこれらの物の積載物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ・来訪者財物が治療、美容、飼育、育成等を目的として預かった動物または植物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ・直接であると間接であると問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任。ただし、サイバー攻撃の結果、火災、破裂、爆発によって生じた来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任を除きます。



オプション補償(任意にセットできる主な特約と補償内容)

別に定める保険料を払込みいただくことによりセットできる
主な特約とその概要は下記のとおりです。

特 約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない 主な場合(共通以外)
使 用 不 能 損 害 拡 張 補 償 特 約	<p>基本契約の損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した、他人の財物の使用不能(注)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「純粋使用不能損害」といいます。)に対して、保険金をお支払いします。ただし、財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合に限ります。</p> <p>(注)その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲</p> <p>基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>1事故および保険期間中100万円が限度となります。免責金額(自己負担額)は1,000円です。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその金額とします。</p>	<p>■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に加え、以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粋使用不能損害など
工 事 発 注 者 責 任 債 特 約	<p>施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事(以下「施設工事」といいます。)に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことにより、施設工事の発注者として被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲</p> <p>基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>基本契約の支払限度額および免責金額(自己負担額)が適用されます。</p>	—
人 格 権 侵 害 補 償 特 約	<p>基本契約の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故が保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為(以下「不当行為」といいます。)であった場合において、不当行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不当な身体の拘束による自由の侵害または名譽毀損 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名譽毀損またはプライバシーの侵害 <p>●お支払いの対象となる損害の範囲</p> <p>基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の①から④までについては、次の額を限度として保険金をお支払いします。</p> <p>ア.1名につき 100万円。ただし、保険証券にこの特約についての1名の支払限度額が別途表示されている場合はその額</p> <p>イ.1事故につき、次のいずれかのうち最も低い額 <ul style="list-style-type: none"> 基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額 </p> <p>また、基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。</p>	<p>■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に加え、以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する損害 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害 <p>など</p>

特 約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない 主な場合(共通以外)
被 味 者 治 療 費 等 補 償 特 約	<p>基本契約の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故が、保険期間中に発生した他人の身体の障害であった場合において、被保険者がその治療費等(治療費用、葬祭費用または見舞金・見舞品購入費用をいいます。以下同様とします。)を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、当社が保険金を支払うべき治療費等は、次のいずれにも該当する費用に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が、当社の同意を得て、被害者またはその遺族に対して支払った費用 ・被保険者が、事故が生じた日から1年以内に支出した費用 <p>※治療費等のうち、基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の①に規定する損害賠償金として負担した額または負担すべき額については、基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の①の損害賠償金として支払うべき保険金に充当します。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲</p> <p>次の治療費等を負担することによって被る損害</p> <p>①治療費用 医師による治療を受けた場合に要した費用(移送、入院、手術、レントゲン費用等、医師による治療のために必要な費用を含みます。)に限ります。ただし、基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の④に規定する費用を含みません。／②葬祭費用 葬祭に要した費用をいい、香典、花代等を含みません。／③見舞金・見舞品購入費用 慣習として支出した見舞金(香典を含みます。)または見舞品の購入費用</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>次の額を限度として保険金をお支払いします。</p> <p>ア. 被害者1名につき 50万円。そのうち見舞金・見舞品購入費用については10万円が限度(見舞品の購入費用については3万円が限度)</p> <p>イ. 1事故および保険期間中ににつき、次のいずれかのうち最も低い額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額 	<p>■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に加え、以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。以下同様とします。)の故意。ただし、その者が治療費等の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いできないのはその者が受け取るべき金額に限ります。 ・保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為 ・被害者の心神喪失 ・被害者の妊娠、出産、早産または流産 <p>など</p>
訴 訟 対 応 費 用 補 償 特 約	<p>基本契約(基本契約にセットされる特約を含みます。)の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲</p> <p>訴訟対応費用を負担することによって被る損害。訴訟対応費用は、被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。</p> <p>①意見書または鑑定書作成のために必要な費用 ②外注コピーの費用 ③増設コピー機の賃借費用 ④事故等再現実験費用(事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません。) ⑤相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用 ⑥被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用 ⑦被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>1事故および保険期間中ににつき、次のいずれかのうち最も低い額を限度として保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額 	
初 期 対 応 費 用 補 償 特 約	<p>基本契約(基本契約にセットされる特約を含みます。)の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲</p> <p>初期対応費用を負担することによって被る損害。初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。</p> <p>①事故現場の保存費用(事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません。) ②事故現場の写真撮影費用 ③事故状況調査・記録費用 ④事故原因調査費用(応急的に事故原因を調査する場合に限ります。) ⑤事故現場の後片付け・清掃費用 ⑥被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 ⑦通信費</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>1事故および保険期間中ににつき、次のいずれかのうち最も低い額を限度として保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額 	

○主な保険料割引制度

共通支払限度額(CSL)特約割引

施設所有(管理)者賠償責任保険の身体障害・財物損壊の支払限度額を合算設定する場合

施設所有(管理)者賠償責任保険の保険料を

10%割引

セット割引

下記3種目のうち、**2種目以上を1申込書かつ保険期間1年以上**でご契約

施設所有(管理)者
賠償責任保険

請負業者
賠償責任保険

PL保険
(生産物賠償責任保険)

*セット割引を適用できる保険契約は、当社単独または当社幹事契約に限ります。

それぞれの種目の保険料を
セット割引

5%割引

ISO/HACCP等割引

施設所有(管理)者賠償責任保険の契約締結日時点での次の(1)(2)いずれかの条件を満たしている場合

(1)契約締結日時点で、下記いずれかの認証を取得済の企業

①ISO9000シリーズ ②ISO14000シリーズ ③ISO22000
シリーズ ④HACCP ⑤エコアクション21 ⑥環境プランナー
報告書 ⑦エコステージ(認証レベル1~5が対象。エコステージ
のチャレンジ宣言組織は対象外)

(2)契約締結日時点で、上記(1)①~④の認証は取得前であるが、取得
取組済の企業。ただし、下記のマニュアル等が完備し、内部監査
が終了済である場合に限ります。

①ISO9000シリーズ=「品質マニュアル」 ②ISO14000系列
=「環境管理マニュアル」 ③ISO22000シリーズ=「食品安全
マニュアル」 ④HACCP=「導入プラン、導入スケジュール」

*認証状または認証書のコピー(取得前の場合は、マニュアル等
のコピー)をご提出いただきます。

施設所有(管理)者賠償責任保険の保険料を

20%割引

⚠ ご注意いただきたいこと

●複数のご契約があるお客さまへ

(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

*複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

●保険料の払込方法について

ご契約時の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます。^(注)詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注)ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

●保険料の確定精算について

保険料を、賃金または入場者数等(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)により定めるご契約については、年間の見込みの保険料算出の基礎数値を基に算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間(ご契約期間)終了時に確定保険料との差額をご精算(確定精算)いただく契約方式(以下「確定精算方式」といいます)と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式のいずれかをご選択いただけます。確定精算を省略する方式を選択(「保険料確定特約」をセット)された場合には、以下の点にご注意ください。

・この特約をセットしたご契約の場合、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料を払込みいただきます。

*ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

・保険期間中に確定精算方式への変更はできません。

・保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

・保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。

●このパンフレットは「賠償責任保険普通保険約款」「施設所有(管理)者特別約款」および各々の「特約」で構成された「施設所有(管理)者賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問い合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

●契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

・保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。

*企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。

・ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算は行わず、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

●事故が起こった場合

[事故が起こった場合の手続き]

・事故が起こった場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

[示談にあたって]

施設所有(管理)者賠償責任保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

あいおいニッセイ同和損害保険 あんしんサポートセンター

事故が起こった場合は、

遅滞なく代理店・扱者または下記までご連絡ください。

0120-985-024(無料) [24時間・365日受付]

*IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

*おかけ間違いにご注意ください。

●共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各自の分担割合に応じて連帯することなく単独個別に責任を負います。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101(大代表)

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

● ご相談・お申込先